

「埋蔵文化財発掘の通知（発掘通知）」のご提出について

1. 通知時期

- 事業計画の策定にあたって、あらかじめ通知してください（文化財保護法第94条）。

2. 別記様式（別紙記入例を参考にしてください）

- 「工事の主体」は、本発掘届の届出人と同じになります。機関の場合は長の氏名まで記入して下さい。
- 「施工責任者」は、当該工事発注部署における決裁権者（担当課長名など）を記入して下さい。
- 「着手予定時期」「終了予定時期」は、発掘通知の提出時点で計画している予定期をおおよそでも構わないので記入してください（「令和〇年〇月上旬」等）。
- なお、発掘通知の回答で発掘調査が必要とされた場合、工事着手時期等の変更についてご協力をお願いすることがあります。

3. 添付書類（建築・造成等の場合）

（1）計画地を示した地図

- 遺跡地図の写し（町教育委員会にて添付可）
- 計画地の位置図（住宅地図等の写しに計画地を記入したものでも可）
- 計画地の平面図（土地の形状と計画建築物等の配置を示したもの）

（2）計画建築物等の図面

- 平面図・基礎伏図・基礎断面図（立面図・外観図・間取図は不要です）

（3）付帯構造物等の図面

- 各種配管等………平面図・断面図（平面図に埋設深度を記載する場合は省略可）
- 便槽・浄化槽等………平面図・断面図

（4）計画地の改変に関する図面

- 切土および盛土………平面図・断面図（現況・計画高さを記載）
- 擁壁等の構築物………平面図・断面図
- 敷地の舗装等………平面図・断面図

（5）発掘調査承諾書

- 事前協議の回答内容が「確認調査」または「発掘調査」の場合で、当該調査の着手日時点で事業用地が私有地である場合には、土地所有者が記名・押印した承諾書を調査の着手前までにご提出ください。

4. その他

(1) 地盤調査にかかる資料提供のお願い

- ・用地内の地盤調査を実施された場合は、遺跡調査の参考とさせていただくため、資料提供にご協力をお願いします（事前協議時にご提供済みの場合を除く）。

※ 発掘届は同一内容のものを2部（町教委受付用と県教委への進達用）必要となります。

※ 県教育委員会からの回答書送付（概ね2週間程度）、および事業内容について確認させていただくことがありますので、申請担当者様のご連絡先をお知らせください。

※ 本様式（ワード形式・P D F 形式）および最新版の蔵王町遺跡地図（P D F 形式）はインターネット（<http://www.dokitan.com/proce/>）でダウンロードできます。

第4号様式（第3関係）

記入例

第 号

令和 4年 8月 1日

（蔵王町教育委員会経由）

宮城県教育委員会教育長 殿
(文化財課扱い)

住 所 割田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地
氏 名 蔵王町長 〇〇 〇〇

埋蔵文化財発掘の通知について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したいので、文化財保護法第94条第1項の規定により、下記の事項について、関係書類を添付し、別記のとおり通知します。

記

- 1 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
- 2 土木工事等をしようとする土地の面積
- 3 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 4 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、名称、員数、現状及び時代
- 5 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
- 6 当該土木工事等の主体となる国の機関等の名称、代表者の氏名及び所在地
- 7 当該土木工事等の施行担当責任者の氏名及び住所
- 8 当該土木工事等の着手の予定時期
- 9 当該土木工事等の終了の予定時期
- 10 その他参考となるべき事項

【添付書類】

土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図並びに当該土木工事等の概要を示す書類及び図面

提出先 〒989-0892

刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10番地（蔵王町役場東庁舎内）

蔵王町教育委員会 生涯学習課 文化財保護係

電話 0224-33-2328 FAX 0224-33-3831 info@dokitan.com

（記入様式のデジタルデータは<https://www.dokitan.com/proce/>）

(第4号様式別記)

別記

1 所在地	刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇地内			事業を行なう土地。地番が複数あり欄内に記載できない時は「△△番地 ほか〇筆」とし全部の地番等を記載した別紙を添付して下さい。		
2 面 積	12,800 m ²			事業用地全体の面積		
3 土地所有者	氏名等：蔵王町長 ○○ ○○ 住 所：刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地					
4 遺跡の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 散布地 <input type="checkbox"/> 集落跡 <input type="checkbox"/> 貝塚 <input type="checkbox"/> 都城跡 <input type="checkbox"/> 官衙跡 <input type="checkbox"/> 城館跡 <input type="checkbox"/> 社寺跡 <input type="checkbox"/> 古墳 <input type="checkbox"/> 横穴墓 <input type="checkbox"/> その他の墓 <input type="checkbox"/> 生産遺跡 <input type="checkbox"/> その他の遺跡 ()					事業用地と関わりを持つ遺跡の数を記入して下さい。 複数遺跡で「遺跡の名称」欄に列記しきれない場合は「〇〇遺跡ほか」とし、全部の遺跡名称等を記載した別紙を添付して下さい。
5 工事の目的	<input checked="" type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 空港 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 住宅兼工場店舗 <input type="checkbox"/> その他の建物 () <input type="checkbox"/> 宅地造成 <input type="checkbox"/> 土地区画整理 <input type="checkbox"/> 公園造成 <input type="checkbox"/> ゴルフ場 <input type="checkbox"/> 観光開発 <input type="checkbox"/> ガス・電気・水道等 <input type="checkbox"/> 農業基盤整備 <input type="checkbox"/> 土砂採集 <input type="checkbox"/> その他農業 () <input type="checkbox"/> 個人住宅：住宅建築に合わせて宅地造成、ガス・電気・水道等の工事を行なう場合は「個人住宅」のみを囲んで下さい。 <input type="checkbox"/> その他開発 () <input type="checkbox"/> 遺跡整備 <input type="checkbox"/> ガス・電気・水道等：太陽光発電所を含む。「ガス・電気・水道等」で一項目ですので、まとめて囲んで下さい。					※「古代」の場合は「奈良・平安」をまとめて囲んで下さい。
6 工事の主体	機関名：蔵王町長 ○○ ○○					事業の概要を簡潔に記入して下さい。
7 施行責任者	氏 名：蔵王町〇〇課 課長 ○○ ○○ 住 所：刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地					施工責任者が未定の場合は「未定」と記入し決定後にお知らせください。
8 着手予定期	令和 5年 6月 1日	9 終了予定期	令和 7年 3月 20日			
10 参考事項	蔵王町〇〇課 △△係 担当 蔵王花子 電話 0224-33-0000 FAX 0224-33-0000					回答書送付および届出内容の確認に使用する連絡先等を記入して下さい。

[注意事項] 遺跡の種類、遺跡の現状、遺跡の時代及び工事の目的欄は、該当項目を〇で囲み、該当項目のない場合は()内に記入

[国・地方公共団体等が法94条第1項による発掘の通知を行なう場合]
事前協議の回答内容が「確認調査」または「発掘調査」で、当該調査の着手日時点で事業用地が私有地である場合（用地買収の完了前に確認調査を実施する場合等）には本承諾書の提出が必要です。

記入例

[承諾書様式]

令和 4年 8月 1日

蔵王町教育委員会教育長 殿

土地所有者

住 所 割田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地

氏名等 蔵王 太郎

印

発掘調査の承諾について

下記による私有地籍内における発掘調査の実施を承諾します。

なお、出土文化財について、発見地所有者としての権利を放棄します。

記

(1) 地籍名

刈田郡蔵王町大字〇〇字〇〇△△番地

(2) 調査期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

本承諾書は、出土文化財に対する遺失物法上の発見地所有者としての権利を放棄することにあらかじめ同意いただくことで、文化財の保存・活用を円滑に進めるためのものです。
「調査期間」は別途協議の上で決定しますので記入しないで下さい。